



今の特集

1. 有給休暇付与タイミングの早期化検討
2. 時間外労働等改善助成金
3. 障害者の就職件数が9年連続で増加

1. 有給休暇付与タイミングの早期化検討

規制改革推進会議で厚生労働省より「法定休暇付与の早期化」の検討状況の資料が提出されました。これについて、「労働時間等設定改善指針」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両方が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正され、下記の内容が追加されています。

- 雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること
- 子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、該当事業主に引き

続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること

今後は、改正指針の施行後2年を目途に「休暇の早期付与に関する実態調査」を行い、その結果を踏まえて関係法令の改正を含む更に必要となる方策についてすみやかに検討を行うとしています。

2. 時間外労働等改善助成金

「時間外労働等改善助成金」の詳細が平成30年4月9日に公表されております。

この助成金は、中小企業における主に労働時間の改善を目標としています。※申請には期限があり併せて期日を記載いたします。

- ① 時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース) 【平成30年12月3日】
一定以上の長時間労働が発生している事業所において、働く時間の縮減に一定の取組みを行なった場合、その取組みに要した費用の一部を助成。
- ② 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース) 【平成30年12月3日】
時間外労働等の設定を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成。
- ③ 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース) 【平成30年10月1日】

労働時間等の設定の改善により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成。

- ④ 時間外労働等改善助成金(テレワークコース) 【平成30年12月3日】

時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の促進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成。

- ⑤ 時間外労働等改善助成金(団体推進コース) 【平成30年8月31日】

中小企業事業主の団体や、その事業主団体等がその傘下の事業主のうち、労働者を雇用する構成事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して助成。

どれかひとつにでも該当する場合には、

SATOにご相談ください。

3. 障害者の就職件数が9年連続で増加

民間企業における障害者の法定雇用率が平成30年4月1日より「2.2%」に引き上げられておりますが、厚生労働省からは「平成29年度 障害者の職業紹介状況等」が公表されました。昨年度の状況は、ハローワークを通じた障害者の

就職件数は9年連続で増加しているとのことです。ハローワークを通じた障害者の就職件数は97,814件で、対前年度比4.9%の増。

また、就職率については48.4%で、対前年度差0.2ポイントの減となりました。

※産業別の就職件数は、多い順に、「医療、福祉」(35,566件、構成比36.4%)、「製造業」(13,595件、同13.9%)、「卸売業、小売業」(12,412件、同12.7%)、「サービス業」(10,288件、同10.5%)などとなっています。

障害者雇用は、ハローワークにて専用の窓口があります。また、ハローワークインターネットサービスでは『障害者求人簡易検索』が行えます。
<https://www.hellowork.go.jp/service/139510.do?screenId=139510&action=initDisp>



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 名古屋オフィス
〒450-0002

名古屋市中村区名駅5丁目21-8 船入ビル7F

TEL : 052-414-5836

本誌掲載記事等の無断転載はご遠慮ください

